

介護ロボット・ICT導入支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 介護施設等における介護ロボット又はICTの導入支援事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次に掲げるものをいう。

ア 特定施設入居者生活介護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。以下同じ。）

ウ 小規模多機能型居宅介護事業所（法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

エ 認知症高齢者グループホーム（法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（法第8条第23項に規定する複合型サービスをを行う事業所をいう。以下同じ。）

カ 介護老人保健施設（法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）

キ 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）及び併設される短期入所生活介護事業所（法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

ク 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）

(2) 介護ロボット・ICT導入支援事業

介護施設等において別表第1に掲げる大規模修繕を行う際に、導入する別表第2に掲げる介護ロボット又はICT機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付をうけることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 既存の介護施設等において介護ロボット・ICT導入支援事業を実施する当該介護施設等の設置者

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 既存の介護施設等において介護ロボット・ICT導入支援事業を実施するために要する導入経費のうち、別表第2第1項の表及び同表第2項第2号の表の左欄に掲げる経費を補助対象経費とする。

2 別表第2第1項の表及び同表第2項第2号の表の右欄に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(対象事業)

第5条 補助事業は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

(1) 大規模修繕にあつては、別表第1に掲げるものであること。

(2) 介護ロボット又はICT導入の対象経費は、別紙第2に掲げるものであること。

(3) 大規模修繕と介護ロボット又はICT機器との間に何らかの親和性があること。

(4) 大規模修繕の実施期間と介護ロボットまたはICTの導入期間は、重複していること。重複期間は、一部でも可とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 交付基準額 次に掲げるものをいい、補助額に関しては都道府県知事が定める額とする。

ア 496,000円×定員数（特別養護老人ホームについては、併設する短期入所生活介護事業所の定員も含む。小規模多機能型居宅介護事業所及び看護

小規模多機能型居宅介護事業所については、宿泊定員とする。)

イ 825万円×施設数（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に限る。）

(2) 実支出額 別表第2第1項の表及び同表第2項第2号の表に掲げる補助対象経費に係る実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額
(交付申請)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助申請額算出調書（第1号様式）
- (2) 案内図、配置図及び平面図
- (3) 大規模修繕事業計画書（第2号様式）
- (4) 大規模修繕の見積書の写し
- (5) 介護ロボット・ICT等導入支援事業計画書（第3号様式）
- (6) 介護ロボット又はICT導入に係る見積書の写し
- (7) 定款
- (8) 財産目録
- (9) 貸借対照表
- (10) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表
(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 歳入歳出決算（見込）書
- (2) 補助精算額算出調書（第4号様式）
- (3) 大規模修繕事業報告書（第5号様式）
- (4) 介護ロボット・ICT等導入支援事業報告書（第6号様式）
- (5) 事業完了を確認できる写真
- (6) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの
(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係

る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 市長は、前号の規定による報告があつた場合には、補助対象者に対し当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、第2条第1項第2号別表第1に規定する大規模修繕を実施しなかつた場合は、補助額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第 1 （第 2 条関係）

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

(注) 表中の「一定年数」は、おおむね10年とする。

別表第 2（第 2 条関係）

1 介護ロボット導入

補助対象経費		補助対象から除くもの
対象機器	1 目的要件 日常生活支援において、次のいずれかの場面で使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援 2 技術的要件 次のいずれかを満たすものであること。 (1)ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット (2)経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 30 年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット（「重点分野 6 分野 13 項目の対象機器・システムの開発」に限る。） 3 市場的要件 販売価格等が公表されており、一般に購入又は賃借できる状態にあること。	1 保険料 2 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器（ウェアラブル端末を除く） 3 インターネット回線使用料等の通信費 4 機器のメンテナンスに要する費用 5 交付決定前に購入又は賃借したもの 6 すでに国及び県からその他の補助金を受けている機器等への費用 7 その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用
見守り機器導入に伴う通信環境整備	1 Wi-Fi環境を整備するための必要経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など） 2 職員間の情報共有や移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型のWi-Fi 非対応型のインカムを含む） 3 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等） 4 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費	
伴上 う記 右の 記導 経入 費に	1 備品購入費 2 賃借料 3 需用費 4 役務費	

2 ICT 導入

(1) 補助要件等

ア 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。

イ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用であること。

ウ 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.1 版」（令和 3 年 1 月）を参考にすること。なお、導入機器をオンライン面会で使用することは差し支えない。

エ タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。

オ 科学的介護情報システム〔Long-term care Information system For Evidence;LIFE〕（以下、「LIFE」という。）による情報収集に協力すること（タブレット等のみを導入する場合も同様とする）。

カ 市長へ導入計画及び導入効果を報告するとともに、ICT 導入に関して他事業者からの照会等に応じること。

キ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・令和 2 年 3 月発行）や「居宅サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.1.1」（厚生労働省老健局振興課・平成 28 年度）を参考に、ICT を活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

(2)補助対象経費

補助対象経費	補助対象から除くもの
1 タブレット端末 2 スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外） 3 ネットワーク機器の購入・設置 4 クラウドサービス 5 保守・サポート費 6 導入設定、導入研修 7 セキュリティ対策 8 ICT導入に関する他事業者から照会等に応じた場合の経費等 9 Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用	1 事業所に置くパソコンやプリンター 2 通信費 3 すでに国及び県からその他の補助金を受けているもの 4 その他本事業の趣旨から適当とは認められないもの

(注) 補助対象経費は、当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払いを行う利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

第 1 号様式（第 6 条関係）

補助申請額算出調書

施設名
()

1 申請額の算定

総事業費 A	補助対象 経費実支出 予定額 B	寄付金 その他の 収入額 C	差引額 $D = B - C$	交付基準額			申請額 H
				定員 数 E	基準 単価 F	基準額 $G = E \times F$	
円	円	円	円			円	円

（注）H 欄には、D 欄と G 欄を比較していずれか少ない方の額（千円未満切捨て）を記載すること

2 補助対象経費実支出予定額の内訳

機器名	機器購入 価格	導入台 （セット）数	金額
合計			

（注）合計額は、所要額の算定の A 欄に記載の額と合致すること。

第 2 号様式（第 6 条関係）

大規模修繕事業計画書

施設名

()

1 実施期間

	着手(予定)日	完了(予定)日
介護ロボット・ICT 導入支援事業(導入)		
介護ロボット・ICT 導入支援事業(検証)		
大規模修繕事業		

2 修繕内容

区分	
修繕箇所	
修繕内容	
機器導入との 関連性	

（注 1）本事業の補助対象期間と大規模修繕の実施期間が重複していること（一部でも可）。

（注 2）補助対象期間内に導入効果の検証期間（少なくとも 1 ヶ月）を設定すること。

（注 3）区分欄には「(1)施設の一部改修」「(2)施設の付帯設備の改造」のいずれかを記載すること。

（注 4）見積書等、大規模修繕の内容が分かる書類があれば併せて添付すること。

（注 5）修繕予定箇所及び機器導入予定箇所が分かる写真を添付すること。

第 3 号様式（第 6 条関係）

介護ロボット・ICT導入支援事業計画書

施設種別	
施設名称	
運営主体	

導入する機器等の項目	区分	金額（円）	金額の内訳
介護ロボット			
I C T			
その他			
合 計			

（注 1）介護ロボットの区分欄には「移乗支援」「移動支援」「排泄支援」「見守り・コミュニケーション」「入浴支援」「介護業務支援」「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」のいずれかを記載すること。

（注 2）I C T の区分欄には「介護ソフト等の導入」「タブレット端末等の導入」「その他」のいずれかを記載すること。

（注 3）金額の内訳欄が所定のスペースで記載出来ない場合は、別紙に記載して対応すること。

（注 4）見積書及び機器の概要が分かる書類（カタログ等）を添付すること。

（注 5）I C T の「タブレット端末等の導入」については、既に介護ソフトで一気通貫となっていることが分かる契約書等を添付すること。

第 4 号様式（第 7 条関係）

補助精算額算出調書

施設名
()

1 精算額の算定

総事業費 A	補助対象 経費 実支出額 B	寄付金 その他の 収入額 C	差引額 $D = B - C$	交付基準額			精算額 H
				定員 数 E	基準 単価 F	基準額 $G = E \times F$	
円	円	円	円			円	円

（注）H 欄には、D 欄と G 欄を比較していずれか少ない方の額（千円未満切捨て）を記載すること

2 補助対象経費実支出額の内訳

機器名	金額	内訳
合計		

（注）合計額は、所要額の算定の A 欄に記載の額と合致すること。

第 5 号様式（第 7 条関係）

大規模修繕事業報告書

施設名

()

1 実施期間

	着手(予定)日	完了(予定)日
介護ロボット・ICT 導入支援事業(導入)		
介護ロボット・ICT 導入支援事業(検証)		
大規模修繕事業		

2 修繕内容

区分	
修繕箇所	
修繕内容	
機器導入との 関連性	

（注 1）介護ロボット・ICT 導入支援事業の補助対象期間と大規模修繕の実施期間が重複していること（一部でも可）。

（注 2）補助対象期間内に導入効果の検証期間（少なくとも 1 ヶ月）を設定すること。

（注 3）区分欄には「(1)施設の一部改修」「(2)施設の付帯設備の改造」のいずれかを記載すること。

（注 4）工事請負契約書等、大規模修繕を確実に実施することが分かる書類を添付すること。

（注 5）修繕予定箇所及び機器導入予定箇所が分かる写真を添付すること。

第 6 号様式（第 7 条関係）

介護ロボット・ICT導入支援事業報告書

施設種別	
施設名称	
運営主体	

導入する機器等の項目	区分	金額（円）	金額の内訳
介護ロボット			
I C T			
その他			
合 計			

（注 1）介護ロボットの区分欄には「移乗支援」「移動支援」「排泄支援」「見守り・コミュニケーション」「入浴支援」「介護業務支援」「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」のいずれかを記載すること。

（注 2）I C T の区分欄には「介護ソフト等の導入」「タブレット端末等の導入」「その他」のいずれかを記載すること。

（注 3）金額の内訳欄が所定のスペースで記載出来ない場合は、別紙に記載して対応すること。

（注 4）契約書や納品書、請求書の写し等契約内容及び金額の内訳が分かる書類を添付すること。